

法教育

法教育

センターニュース

No. 13

2012年11月15日
第13号

Law-Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

巻頭言

横浜弁護士会
会長 木村 保夫



～法教育の 大切さを思う～

本稿執筆時、尖閣諸島を巡り中国ではデモ隊の一部が暴徒化するような反日運動が展開されていますが、過去の侵略された歴史について教育を受けた1980年代生まれの「愛国世代」が中心であると言います。デモの暴徒化や領土問題は別にしても、歴史教育に関して言えば、列強により侵略された歴史を有する中国が、次世代の国民に侵略された歴史的事実を学ばせることは理解できるところだと思います。ただ、いま反日デモをしている人たちが、情報に自由に接する機会が与えられ、それを各自が主体的に選択し、判断する状況にあるかどうかについては大いに疑問があるといわざるを得ません。

翻って、わが国のことを考えてみましょう。日中戦争の実態や従軍慰安婦の問題などについて客観的事実を押えた議論ができていますでしょうか。歴史的反省をすぐに忘れてはいないでしょうか。これらの歴史的な問題だけではありません。毎年3万人を超える自殺者の問題やいじめの問題について他人の痛みを自分の痛みとして感じ、解決策をみんなで真剣に議論することができていますでしょうか。

法教育は、1960年代に米国で始まったものですが、その後北欧やアジア（日本、韓国、台湾など）でも行

われ、「法、法形成過程、法制度及びこれらを基礎づける基本原則と価値に関する知識と技術を身につけさせる教育」（米国法教育法）とされています。人はひとりでは生きていけません。社会の中で生きていきます。そしてその社会は、個人をかけがえのない存在として尊重し、一人ひとりが異なる考えや感じ方を持つことを認める自由な社会でなければいけません。そのような社会では、意見や利害の衝突が生じることは当然ですが、法はこのような意見や利害などの異なった人々が自由な社会で共存していくためのルールです。そして人々が、そのルールをきちんと守っていけるようになるためには、情報を鵜呑みにしたり、他人の意見に惑わされることなく自分で事実をしっかりと見極めて合理的に判断し、行動する能力を養うことが必要です。また、異なる意見の相手を敬い、相手の主張に耳を傾けながら、自分の主張を相手にしっかりと伝え、話し合いで問題を解決する能力も必要です。さらに、自分だけよければよいというのではなく、自分の行動が回りの人にどのような影響を与えるかを想像する力も必要です。つまり、法教育とは、自由で公正な社会の一員として主体的に物事を考え、公正に判断し、行動する能力を身につけるための教育です。

当会の法教育センターでは、子どもたちに対する出前授業だけではなく、教員用教材の提供を通じて教育関係者への協力、支援も行っております。また、法教育は子どもに対する学校教育だけではなく、大人に対する社会教育においても実施されていくものです。この国が、真に自由で公正な社会の一員として主体的に物事を考え、公正に判断し、行動する能力をつけた人々で支えられていくとき、声高に「愛国心」を叫ばなくても世界で尊敬される素晴らしい国になると信じています。

法教育 Summer School 2012 サマースクール

～職場見学&模擬裁判～

平成24年8月2日、サマースクール2012が実施されました。

サマースクールとは、法教育委員会が毎年夏に実施しているイベントで、神奈川県内の中高生を対象に、法教育を身近に感じてもらうことを目的としています。

今年で6回目の実施となりましたが、昨年に引き続き、横浜地方裁判所、横浜地方検察庁との共催にて執り行うことができました。

参加した生徒は、149名の応募の中から抽選で選ばれた67名で、午前中は裁判所、検察庁、法律事務所といった法律家の働く施設の見学、午後は横浜地方裁判所の法廷を使って模擬裁判を行いました。

模擬裁判では、生徒達に裁判官役、検察官役、弁護士役に分かれてもらい、シナリオに沿って役を演じてもらいました。

今年の題材では、強盗致傷で起訴された被告人が犯人かどうか争点になっていました。生徒達は初めて入る法廷に緊張しているように見えていましたが、いざ裁判劇が始まると、非常に堂々と演じていました。

その後、弁護士会館に戻って評議を行いました。生徒達を6人一組のクラスに分け、弁護士がそれぞれの



クラスの「担任」、「副担任」として複数名つき、評議をサポートしました。

生徒達は、思い込みで結論を出すのではなく、証拠や尋問の内容を踏まえて意見を出し、また、自分とは異なる意見も検討した上で、結論を発表していました。非常に充実した議論の結果、評議は予定していた時間を上回る1時間に及び、全体の結論もほぼ真っ二つに分かれました。

生徒達からは、自分の意見をしっかりと述べること、他人の意見に耳を傾けて議論をすることの大切さが分かったという感想が聞かれたので、非常に充実した時間を過ごしたのではないかと思います。

今年は参加生徒の人数が増えましたが、多くの関係者の多大なご協力により、例年以上の盛り上がりを見せることになりました。ご協力いただいた方にはこの場を借りて、御礼申し上げます。

来年のサマースクールも、今年以上の盛り上がりを見せると思いますので、興味を持たれた方がおられましたら、是非ともご参加ください。

(法教育委員会委員 高柳 良作)

生徒の声



○模擬裁判後の講評では、一つの事件について、弁護士、裁判官、検察官という異なる法律家からの意見が聞けておもしろかったです。ただ、直接お話できる機会がもっとあるといいなと思いました。

(中2・女子)

○普段なら入れない場所に入れたり、大事な体験がたくさんできてよかったです。評議では、自分と違う意見の人と話し合っ、有罪か無罪かを判断しないといけなかったのが難しかったです。(中3・女子)

○実際に裁判を行う法廷を見られたこと、裁判官、検察官、弁護士の方々に会えたことは非常に良い経験になりました。法律家という非常に堅いイメージがあったのですが、みなさん明るくて、とても楽しかったです。(中3・男子)



○模擬裁判では、本物の法服を着て、裁判官役で裁判を行うという貴重な経験をさせて頂き、ありがとうございました。この経験を生かして、将来のことを決められるといいなと思いました。(高1・女子)

○模擬裁判の張りつめた空気にはとても緊張しました。本物の裁判では、すごい緊張感のなかで、被告人や被害者が発言することがわかり、とても大変なことなのだと思えました。(高1・男子)

○普段は体験できない施設見学や模擬裁判などが行えて、とても楽しかったです。評議では、他の学校の生徒と様々な意見を交換できたので、有意義な時間になりました。(高2・男子)

模擬裁判選手権

湘南白百合6連覇

平成24年8月4日、東京地方裁判所と弁護士会館で、第6回高校生模擬裁判選手権関東大会が開催されました。関東大会では計8校が参加し、神奈川県からは、湘南白百合学園高等学校が出場しました。各参加校に対しては3名の支援担当弁護士が派遣されます。湘南白百合学園には横浜弁護士会より、飯田学史会員、馬場葉子会員、私の3名が派遣され支援を担当しました。

試合は、午前と午後に分かれ、各校とも、いずれかでは検察官役を、他方では弁護人役を務め、冒頭陳述・証人尋問・被告人質問・論告弁論を行います。試合会場は東京地方裁判所の法廷を使用し、生徒達は、実際の検察官席・弁護人席にそれぞれ着席します。台本は存在せず、事前に与えられる事件記録を基に、主張内容も尋問での質問もすべて生徒が自分達で考えなければなりません。また、本年からは証人役と被告人役を弁護士（本番で初対面）が務めることになり、その予定されている証言の内容を事前に確かめることはできなくなりました。

事件記録は、従前は実際の事件をアレンジしたものを使用したようですが、今回は、オリジナルの教材が用いられました。内容を端的に述べますと、交際相手の暴力に悩む大学生の女性（被告人）が、同級生の男性（被害者）に相談をしていたのですが、やがて被害者は被告人に好意を抱き始めます。しかし、被告人が交際相手と関係を修復したことで、被告人と被害者はいざこざとなり、被告人が被害者の身体を押して転倒させ、傷害を負わせてしまうのです。被告人は、被害者から首を絞められたので、殺されると思い反射的に押したと述べており、正当防衛の成否が争点となります。

私は、飯田会員、馬場会員と共に、湘南白百合学園を数回訪問し、生徒の支援を担当しました。参加する生徒は8名で、うち2名は昨年に続いての参加です。

最初は、刑事訴訟の基礎、各手続の意味、主張と立証の区別、証拠のルールなどを説明することから始まります。本来は大学生に話すような内容を、必要な限りで掻い摘んで説明するのですが、生徒達の飲み込みは早いものでした。

それから、生徒達に事件記録の分析を進めてもらうこととなります。実質的な準備は期末試験が終了してから始めるので、準備期間は本番までの約3週間です。その間に、生徒達は、慣れない事件記録を読み、事実関係を被告人に有利な事実・不利な事実へ分解し、目撃者の供述調書に記された目撃状況や犯行状況の再現を試みるなどして、工夫して記録の分析を行っていました。その上で、検察官・弁護人それぞれの立場からストーリー（事実関係に関する主張）を組み立てます。このストーリーの組み立てに生徒達は苦悩し、本番の直前まで何度もストーリーの練り直しが行われました。またストーリーの定立と併行して、ストーリーを立証するための尋問の準備を行います。証人役と被告人役に関する本年からのルール変更のため、求める答えを証人から適切に引き出す質問

を行うことが要求され、生徒達を悩ませていました。

初めは、予想外の回答を恐れて必要な質問ができなかったり、目指した回答が得られないと戸惑っていたのですが、そのうち、再現動作を求める尋問を行う工夫を見せたり、尋問への回答に応じた臨機応変な対応を行うようになりました。本番1週間前のリハーサルでさまざまな問題点を指摘された後は時間との戦いでしたが、生徒達は相互にフォローし、いずれのパートも漏れなく仕上げていました。

こうして迎えた本番ですが、実際の法廷で模擬裁判を行うのは初めての体験となるにもかかわらず、堂々とした態度で立論や尋問を行っており、むしろ観ている私達のほうが緊張している様子でした。

湘南白百合学園以外に7校が参加しましたが、理路整然と論理を展開する学校、裁判員裁判を意識して「訴えかける」ことを重視する学校、大型の模造紙に書いた図を示してプレゼンを行う学校など、各校とも様々なアイデアをもって臨んでいました。そのなかでも、自信に満ちた振る舞い、整然とした論理、臨機応変な対応、それらを支えた試行錯誤の積み重ねが評価されたのでしょう、湘南白百合学園は大会開始以来連続となる6回目の優勝を飾りました。

今回の事件では、検察官は、被告人に振り回された挙句に大怪我を負わされた気の毒な男性の、弁護人は、男性に首を絞められ恐怖を味わった被告人の、それぞれの思いを背負って法廷に臨むこととなります。生徒達もそれを感じたのでしょうか、準備段階で、立論や尋問を細部にわたって粘り強く検討し、寝る間も惜しんで何度も手直ししていました。その小さな努力の蓄積が自信に結び付き、本番での柔軟な対応を可能にしたのだと思います。優勝発表の瞬間の生徒達の歓声を聞くと、連日の準備の中で形作られた生徒達の思い入れの強さを感じました。

後日、生徒達の感想文を読みましたが、ひとつの物事に対する見方が立場によって変わる面白さや驚きに触れられており、生徒達にとって模擬裁判選手権は実りある経験となったようです。支援弁護士を務めた私も、生徒達の着実な努力と自信に満ちた振舞いに勇気をもらいました。

最後になりましたが、学校関係者の皆様、生徒のご家族、裁判所や検察庁の皆様、日弁連の委員、リハーサルや当日の応援に駆けつけて下さった弁護士の皆様など多数の方のご支援を頂きましたことを、この場を借りて御礼申し上げます。

(横浜弁護士会会員 小林 有斗)



夏季 教員研修

平成24年8月2日及び3日、横浜地方検察庁にて、夏季教員研修が催されました。

夏季教員研修とは、神奈川県内の高校、中等教育学校、小・中学校、特別支援学校の教員（計40名）を対象にした、法務省が実施する研修会です。教員の方々には、主に、①裁判員制度と法教育、②検察、矯正及び更生保護における刑事手続の流れについて学んでいただく場になっています。

横浜弁護士会からは、法教育委員会所属の弁護士である、糸井副委員長、田原委員、藤江委員、猪本委員、及び私が講師として参加しました。

初日は、模擬裁判が行われ、架空の事件を題材にして、教員の方々に事実認定の難しさを体験していただきました。

二日目は、「新学習指導要領と法教育」について講義しました。教員の方々には、実際に中学校で行われた法教育に関する授業風景をDVDで見せていただきましたが、非常に熱心に映像を見ていらっしゃったのが印象的でした。

夏季教員研修は、受講された教員の方々にとって、法教育について学ぶ貴重な時間になったのではないかと思います。

法教育委員会及び法教育センターでは、今後も、積極的に法教育の普及に努めたいと思います。

（法教育委員会委員 冬木 健太郎）



横浜弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問い合わせは

横浜市中区日本大通 9 横浜弁護士会内
 横浜弁護士会法教育センター
 TEL045-211-7711 FAX045-212-2888
 受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

横浜弁護士会ホームページ
 (<http://www.yokoben.or.jp>) にアクセス!

編集 後記

前号であるセンターニュース第12号からデスクになりました。

創刊時には先輩委員の話についていくこともできなかったことを考えると、先輩委員に育てていただいたのだなと感じます。

今後も、よりよいセンターニュースを目指して、編集委員とともに地道に前進していきたいと思っております。

(河野 隆行)

愛知県弁護士会訪問記

64期 弁護士 瀬川 智子



平成24年8月7日、横浜弁護士会からの訪問団の1人として、

愛知県弁護士会で開催されたサマースクールを見学しました。愛知県弁護士会は、毎年、4日間にわたってサマースクールを開催しています。その中で、私は、中学生対弁護士のディベートと、中学生が少年を裁くという「ティーン・コート」を見学しました。

ディベートでは、あらかじめテーマを決めているとはいえ、相手方の弁護士に対して、途切れなく意見を出していく中高生の姿に驚きました。ティーン・コートでは、「足を怪我した被害者の手伝いをする事」など、柔軟な内容の判決が出されていました。

法教育委員会以外の弁護士にも参加を呼びかけ、模擬裁判の台本は、毎年、新作を書き下ろしているという愛知県弁護士会の熱意を目の当たりにし、「もつと頑張ろう!」という決意を新たにしました。貴重な体験をさせていただき、ありがとうございます。



法教育

編集委員

Law-Related Education

河野 隆行 (デスク)	青木 康郎
田丸 明子	江塚 正二
村上 貴久	押田 美緒
大木 秀一郎	服部 知之
	細貝 嘉満